

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年5月10日

【発行者名】 UBS (Lux) エクイティ・シキャブ
(UBS (Lux) Equity SICAV)

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ローズ (Thomas Rose)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
J.F.ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治
弁護士 白 川 剛 士
弁護士 星 千奈津

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【提出理由】

UBS (Lux) エクイティ・シキャブ(UBS (Lux) Equity SICAV) (以下「本投資法人」という。)は、本投資法人のサブ・ファンドであるエマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)(以下「消滅サブ・ファンド」という。)が、本投資法人のサブ・ファンドであるグローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)(以下「承継サブ・ファンド」という。)と2019年3月28日付で合併し解散することを2018年11月30日に決定した。しかしながら、当該解散に関し海外での承認手続きが遅延したため、本投資法人は、当該解散日を2019年6月14日に延期することを2019年4月1日に決定した。よって、本投資法人は、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条2項14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものである。

2【報告内容】

(イ) 当該解散等の年月日

2019年6月14日

(ロ) 当該解散等に係る決定に至った理由

本投資法人の取締役会は、消滅サブ・ファンドに対する投資家の利益が減少していること、募集を合理化および簡素化するために、消滅サブ・ファンドを本投資法人の定款第25.2項に従って承継サブ・ファンドに吸収させることが投資主の最善の利益であると判断した。

(ハ) 法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

本投資法人が作成した2019年4月15日付の書面につき、投資主に通知した。